

## 発行者情報

### 【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2024年5月13日
【発行者の名称】	ミモザ株式会社 (MIMOSA CO., LTD. )
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 清水 亨
【本店の所在の場所】	東京都品川区南品川二丁目2番5号
【電話番号】	03-5796-0630
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 長南 貴志
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	<a href="https://www.nihon-ma.co.jp/ir/">https://www.nihon-ma.co.jp/ir/</a>
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	当社は、当社普通株式を2024年6月18日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。 当社は、上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。 なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	ミモザ株式会社 <a href="https://mimoza-care.com/">https://mimoza-care.com/</a> 株式会社 東京証券取引所 <a href="https://www.jpx.co.jp/">https://www.jpx.co.jp/</a>

## 【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時の役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

### 第2 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第22期	第23期	第24期	第25期（中間）
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2023年9月
売上高 (千円)	11,553,629	12,761,318	13,928,223	7,384,773
経常利益 (千円)	281,965	225,406	223,961	204,523
当期（中間）純利益 (千円)	163,809	174,851	152,360	128,065
純資産額 (千円)	1,030,006	1,138,907	1,240,372	1,322,972
総資産額 (千円)	6,195,450	6,489,940	6,503,679	6,777,722
1株当たり純資産額 (円)	1,479.21	1,639.69	1,789.21	1,910.93
1株当たり配当額 (円)	7,500	7,500	6,700	—
(1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期（中間）純利益 (円)	271.21	257.66	224.52	188.72
潜在株式調整後1株当たり当期（中間）純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	16.2	17.1	18.7	19.1
自己資本利益率 (%)	18.1	16.5	13.1	10.2
株価収益率 (倍)	—	—	—	—
配当性向 (%)	27.7	29.1	29.8	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	204,450	△30,578	△126,017	229,654
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△910,731	△349,256	△66,683	△65,756
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	785,637	192,713	△46,070	△28,440
現金及び現金同等物の期末（中間期末）残高 (千円)	1,615,688	1,428,567	1,189,796	1,325,254
従業員数 (名)	573	680	745	782
[外、平均臨時雇用人員]	[992]	[1,124]	[1,178]	[1,191]

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度及び中間連結会計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期（中間）純利益については、潜在株式が存在するものの、当社は非上場であるため記載しておりません。

4. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

6. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第24期及び第25期（中間）の財務諸表について監査法人東海会計社の監査を受けておりますが、第22期及び第23期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。

7. 2023年12月14日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期（中間）純利益を算定しております。なお、1株当たり配当額については、株式分割前の実際の配当金の額を記載しており、第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり配当額を算定した場合、第22期は75円、第23期は75円、第24期は67円となります。

8. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第23期の期首から適用しており、

第23期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

## 2 【沿革】

当社は、1999年8月に「高齢者の幸せな暮らしに貢献する」ことを実現すべく、東京都豊島区において、介護事業を主たる目的とする会社として日本プライエム株式会社（2002年1月にミモザ株式会社に商号変更）を設立いたしました。

当社の沿革は、次のとおりです。

年 月	沿 革
1999年8月	介護事業を目的として東京都豊島区に日本プライエム株式会社を設立
2000年4月	神奈川県藤沢市に認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム)、通所介護事業所(デイサービス)、訪問介護事業所を開設
2002年1月	商号をミモザ株式会社に変更
2003年3月	東京都第1号事業所(ミモザ西六郷)を開設
2003年4月	神奈川県茅ヶ崎市に特定施設入居者生活介護事業所(介護付きホーム)を開設
2004年1月	本社を東京都品川区に移転
2006年10月	神奈川県藤沢市に小規模多機能型居宅介護事業所を開設
2010年6月	埼玉県第1号事業所(ミモザ花崎)を開設
2011年6月	千葉県第1号事業所(ミモザ西船橋)を開設
2011年10月	神奈川県藤沢市に短期入所生活介護事業所(ショートステイ)を開設
2012年3月	神奈川県横浜市にサービス付き高齢者向け住宅を開設
2017年3月	静岡県第1号事業所(ミモザ熱海湯庵)を開設
2022年6月	宮城県第1号事業所(ミモザ仙台太白)を開設
2023年7月	栃木県第1号事業所(ミモザ宇都宮上戸祭)を開設
2024年3月	群馬県第1号事業所(ミモザ前橋)を開設
2024年4月	福島県第1号事業所(ミモザ郡山富田)を開設

### 3 【事業の内容】

当社は、「介護事業」の単一セグメントであり、居住系介護サービスは介護付きホーム事業、グループホーム事業、サービス付き高齢者向け住宅事業、在宅系介護サービスは小規模多機能型居宅介護事業、デイサービス事業、訪問介護事業、ショートステイ事業を主として事業活動を展開しております。

#### (1) 当社の各事業の内容

##### ①介護付きホーム事業

介護付きホームは、「特定施設入居者生活介護」の指定を受けた介護付き有料老人ホームです。この事業は、入居されたご利用者に対し、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活相談等日常生活上のお世話を包括的に行います。各施設では、機能訓練指導員を配置し、個別・集団での機能訓練を実施し、心身機能の維持向上に努めております。

当社では、各施設はこれまでの介護の経験に裏づけされた設計により、ご利用者には過ごし易いように、スタッフには動きやすいように、住空間に対するニーズを反映させた建物となっております。

また、効率運営を実現することで、経営上スケールメリットが得られにくい定員50名以下の比較的小規模な事業所も多く展開しております。これにより、限られた土地においても新規開設する機会が増すと同時に、ご利用者に寄り添った家庭的な介護の提供も可能となります。特に、定員29名以下の介護付きホームは、地域密着型特定施設生活介護と呼ばれ、建物が所在する自治体に在住する地域の方のご利用に限定されており、より地域に密着した施設として貢献しております。

##### ②グループホーム事業

グループホームは、地域密着型サービスの一つで、認知症高齢者が小人数で共同生活をする施設です。サービスの内容として、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活のお世話及び機能訓練等を行っています。

当社では、創業以来認知症介護に取り組んできた実績を生かし、ご利用者の生活の隅々まで気を配り、できるだけ家庭に近い環境で安心した生活ができるよう努めております。

また、小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護、デイサービスなどの在宅支援サービスを併設する事業所も多く、このような併設サービスをご利用する方の入居先候補として長く安心して当社の介護をご利用いただくことができます。

##### ③サービス付き高齢者向け住宅事業

サービス付き高齢者向け住宅は、高齢者がいつまでも自分らしく暮らし続けることを実現する「地域包括ケアシステム」拡充施策の一つとして創設されたものであり、高齢者の居住の安定を確保することを目的としています。当社では、“ちょっとプレミアム”をコンセプトとしたこだわりのある充実した住空間と、多彩なイベントで豊かな暮らしをサポートしております。

特に、サービス付き高齢者向け住宅を運営する事業者は、介護事業者以外にも不動産事業、保険調剤薬局事業、寮事業、ホテル事業、建設事業、鉄道事業など、幅広い分野からの参入が目立ち、運営の特徴も様々となっておりますが、当社では介護事業者としての手厚い介護サービスや、日々の充実したイベントの提供が特徴となっております。また、常時介護が必要になった際には、当社近隣の介護付きホームやグループホームへの住み替え支援も可能となっております。

##### ④小規模多機能型居宅介護事業

小規模多機能型居宅介護は、地域密着型サービスの一つで、同一の事業所で「通い」「泊まり」「訪問」を組み合わせたフレキシブルなサービスを一体的に提供することができるサービスです。また、医療ニーズの高いご利用者に対して、介護と看護の一体的なサービス提供が可能な看護小規模多機能型居宅介護も展開しており、「重度者対応」「認知症対応」「リハビリ強化」を重点に、より多くのご利用者のニーズにお応えできるよう取り組んでおります。

当社では、これまでのデイサービス、訪問介護の事業の経験を活かし、機能訓練や柔軟な訪問サービスに力を入れております。また、グループホームと併設した事業所も多く、認知症の進行により自宅での生活が難しくなった方には、通い入れた施設への入居も可能となっております。

##### ⑤デイサービス事業

デイサービスは、在宅の方に向けた通所型の介護サービスです。サービスの内容として、入浴、食事の提供、レクリエーションをはじめ、自宅での生活を続けていけるように、身体機能の維持・向上のための機能訓練、また他者との交流を通じて社会的孤立感の解消や認知症の予防等を行っています。

当社では、「1日利用型」「半日利用型」「認知症特化型」「宿泊併用型」等様々な形態で、ご利用者のニーズにお応えできるよう努めております。昨今は、生活機能訓練に取り組んでおります。これは、日常生活に必要な「トイレに行く」「ご飯を食べる」「風呂に入る」といった日常生活動作を利用者自身の力で行うことを支援することで、自立した生活を維持できるようにするものです。

##### ⑥訪問介護事業

訪問介護は、資格を持った訪問介護員が、ご利用者の自宅で排泄や入浴、食事などの介護や、掃除、調理、買い物等の支援を提供する介護サービスです。

当社では、ご利用者が住み慣れたご自宅で自分らしい暮らしを継続いただけるよう、その方に寄り添った必要な介護サービスを提供することで自立支援のお手伝いをしております。

また、同業他社との差別化として、日曜日や年末年始を含む365日営業を行い、途切れることなくサービスを提供しております。

昨今、特に人材不足が顕著な訪問介護ですが、当社では週休3日制正社員雇用や登録型ヘルパー雇用、パート雇用など、幅広い勤務形態を用意し、多様な働き方に対応しております。

⑦ショートステイ事業

ショートステイは、短期入所生活介護といわれ、高齢者が短期間、施設に入所できるサービスです。ショートステイは主に「レスパイトケア」の目的で利用されます。

当社では、介護をされるご家族にとって頼れる存在でいられるよう、介護の様々な相談に応じております。また、ご利用者にとって「また行きたくなるショートステイ」となるよう多彩なイベントの実施に加え、お食事、入浴も安心してご利用できるよう、真心を込めたおもてなしで、ホテルライクな生活を楽しんでいただいております。

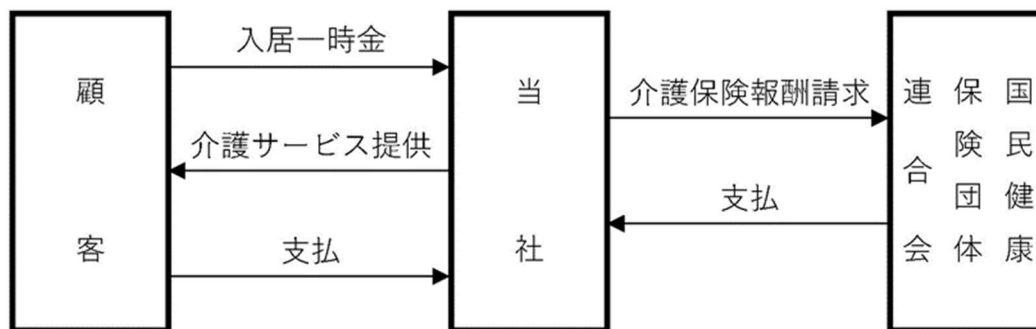
(2) 当社の事業所所在地と事業拠点数

当社では、関東エリアへのドミナント戦略のほか、静岡県、宮城県を軸とした10万人以上の地方都市にも事業所を展開しております。

2024年3月31日現在、当社の事業所所在地と事業拠点数は下記のとおりです。

事業所所在地	居住系介護サービス	在宅系介護サービス	計
神奈川県	53	53	106
東京都	12	17	29
埼玉県	10	10	20
千葉県	6	3	9
静岡県	3	4	7
宮城県	—	2	2
栃木県	1	—	1
群馬県	1	—	1
合計	86	89	175

事業の系統図は次の通りです。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2024年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
807 [1,196]	41.3	5.2	4,486

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除く。）は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。  
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
3. 当社は、介護事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。



## 第3 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

第24期事業年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大が続いたものの、行動制限の緩和等により徐々に活気を取り戻しつつあります。しかしながら、国際情勢の緊迫や世界的な資源・原材料価格の高騰と金融引き締め等の影響を受け、景気の回復は鈍化しており、依然として先行き不透明な状況が続いております。

介護業界におきましては、高齢者人口の増加により、介護サービスの需要が更に高まることが予想されております。一方で、少子化及び人口減少の影響や他業界での採用意欲の回復等の影響から、人材の確保は一層厳しさを増し、経営上の最重要課題の一つとなっております。また、新型コロナウイルス第7波、第8波による急激な感染拡大は、介護サービスの利用控えや入居時期の先送りといった売上に影響を与えると同時に感染対策費用も増大させ、更には物価高騰によるコストの上昇等もあり、経営環境としては引き続き予断を許さない状況が予想されます。

このような状況の中、当社では、withコロナ・afterコロナを見据え、経営基盤の強化及びサービス品質の向上とともに継続的な拡大・成長路線を進めてまいりました。6月には「ミモザ仙台太白デイサービス」「ミモザヘルパーステーション仙台太白」を開設し、当社初の東北エリア進出を果たす等、積極的な事業展開により、当事業年度は16事業所を増やし、2023年3月末時点で一都五県に176事業所を有するに至りました。また、企業規模が拡大する中、内部管理体制の強化と生産性向上は引き続き当社の重要課題であり、各種施策の更なる推進に努めております。事業所内における業務を見える化し、組織的に自主点検する仕組みを構築することで、リスク低減を図るとともに、生産性向上に向けて全社的に介護システムの見直しを進めてまいりました。

また、サービス品質向上のための新たな取り組みとして、医療法人社団との連携による本格リハビリテーションの提供を開始しております。高齢者における生活機能向上へのニーズが高まる中、本格リハビリテーションの提供は顧客満足度向上に一定の成果を発揮し、導入事業所においては新規利用者の獲得が進み、売上伸長に寄与しております。一方で、新型コロナウイルスへの対応や資源・原材料価格の高騰、従業員の待遇改善によるコストの上昇に対しては、各種関連補助金や介護報酬における加算制度を積極的に活用し、収益改善に努めてまいりましたが、全社的なコストの上昇額を補填するには至りませんでした。

この結果、当事業年度の売上高は13,928百万円（前期比9.1%増）、営業利益は53百万円（前期比69.6%減）、経常利益は223百万円（前期比0.6%減）、当期純利益は152百万円（前期比12.9%減）となりました。

第25期中間会計期間（自2023年4月1日 至2023年9月30日）

当中間会計期間における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症に移行されたことにより、行動制限が解除され、コロナ禍からの経済活動の正常化が進み、個人消費、企業収益ともに好調に推移し景気の緩やかな回復が見られました。

介護業界におきましては、高齢者人口の増加により、引き続き介護サービスの需要が更に高まることが予想されております。一方で、少子化及び人口減少の影響や他業界での採用意欲の回復等の影響から、人材の確保は一層厳しさを増し、従業員の採用と定着、更なる生産性の向上が経営上の最重要課題の一つとなっております。

このような状況の中、当社では、「高齢者の幸せな暮らしに貢献する」という経営理念の下、より多くのご利用者に品質の高いサービスを提供するため、従業員の待遇改善と研修体制の充実に努めております。また、課題であります生産性向上の取り組みといたしまして、新たな売上・請求システムの導入を段階的に進めており、事業所における事務の標準化・効率化と同時に介護実務の標準化に取り組んでおります。

サービス毎の業績につきましては、居住系介護サービスは、居室数2,501室に対し入居状況は、91.7%と高い入居率を維持しております。当中間会計期間は2023年7月に栃木県に1拠点開設いたしました。開設に際しては、市場分析を行った上で、従来サービス提供エリアではなかった都道府県に対しても積極的に出店を押し進めております。

在宅系介護サービスにつきましては、管理職研修の強化等の取り組みを強化し事業所のリーダー人材の育成に注力しました。また、営業活動の強化により、既存事業所の集客力を高めております。

この結果、当中間会計期間の売上高は7,384百万円、営業利益は155百万円、経常利益は204百万円、中間純利益は128百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第24期事業年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ238百万円減少し、1,189百万円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果支出した資金は、126百万円（前事業年度は30百万円の支出）となりました。これは主に税引前当期純利益221百万円、減価償却費161百万円、契約負債の減少246百万円、売上債権の増加186百万円、法人税等の支払額102百万円等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は、66百万円（前事業年度は349百万円の支出）となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出49百万円等によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果支出した資金は、46百万円（前事業年度は192百万円の獲得）となりました。これは主に長期借入れによる収入800百万円、長期借入金の返済による支出468百万円、社債の償還による支出290百万円等によるものであります。

第25期中間会計期間（自2023年4月1日 至2023年9月30日）

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ135百万円増加し、1,325百万円となりました。当中間会計期間末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は229百万円となりました。これは主に税引前中間純利益204百万円、売上債権の増加201百万円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は65百万円となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出49百万円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果支出した資金は28百万円となりました。これは主に長期借入れによる収入400百万円、長期借入金の返済による支出244百万円、社債の償還による支出120百万円等によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注実績

該当事項はありません。

(3) 販売実績

第24期事業年度における販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
介護事業	13,928,223	109.1

(注) 1. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
神奈川県国民健康保険団体連合会	4,094,387	32.1	4,495,141	32.3
東京都国民健康保険団体連合会	1,417,542	11.1	1,648,513	11.8

第25期中間会計期間における販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)
介護事業	7,384,773

(注) 1. 当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期比については記載しておりません。  
2. 当中間会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
	金額(千円)	割合(%)
神奈川県国民健康保険団体連合会	2,395,777	32.4
東京都国民健康保険団体連合会	874,668	11.8

### 3 【対処すべき課題】

中長期的な会社の経営戦略の実現を果たすため、当社は下記の課題に取り組んでまいります。  
なお、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 介護事業所の事業継続計画(BCP)策定義務化に向けた取り組み

2024年4月より介護事業所のBCP策定義務化されるにあたり、当社では先行して2024年3月期中に全事業所のBCP策定及び研修・訓練等を開始しております。これにより、自然災害や感染症の拡大などの不測の緊急事態が発生した場合においても、利用者への介護サービスを継続的に提供できるよう努めてまいります。また、BCPに関連する各種助成を積極的に申請し、事業所の円滑な経営に活用してまいります。

#### (2) 労働力確保の取組み

少子化及び人口減少の影響に加え、採用市場がコロナ禍前の状態に回復しつつあるなど、労働力の確保は一層厳しさを増しております。そのような中、当社におきましては、2023年4月の定期入社者を47名採用いたしました。対面での採用活動に加え、リモートでの活動を一層強化し、求職者との接触機会を増やしたことで一定の効果を発揮しました。また、資格取得支援制度や育成コース別キャリアパス制度の運用、処遇改善や従業員サーベイの活用等により、働きがいのある職場づくりを目指し、定着率の向上に努めてまいりました。当事業年度においても引き続き、各種人事制度や賃金体系の充実を図り、従業員満足度の向上に取り組んでまいります。

#### (3) 成長性の確保について

当社におきましては、事業規模の拡大による成長戦略も重要な課題と認識しております。当社の強みである「介護の総合事業者」としての展開を推し進め、利用者の状況に応じた介護のワンストップサービスの更なる強化を図ってまいります。2023年3月期においては、訪問介護事業を中心に新規開設を進め、当社初となる東北エリアへ出店する等、成長路線を継続してまいりました。2024年3月期は、グループホーム事業や介護付きホーム事業等の公募事業を優先的に開設し、東北エリア、北関東エリア、東海エリアへの事業展開も積極的に推進してまいります。また、職位別に月次の会議と週次の会議を組み合わせて運用することで、事業所経営におけるPDCAサイクルを短期間で回し、既存事業所に対する稼働率向上・成長性確保に取り組んでおります。

#### (4) 自己資本比率の向上

財務上の課題として自己資本比率の向上が必要と考えており、有利子負債を圧縮することによる総資産の軽減に取り組み、併せて戦略的投資による成長分野の収益拡大とキャッシュ・フローの充実を行い、着実な利益拡大により自己資本比率の向上を図ります。

#### 4 【事業等のリスク】

本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

また、必ずしもリスク要因には該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

なお、文中の将来に関する事項は本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであり、将来において発生可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

##### (1) 介護保険制度について

当社の介護事業は、介護保険制度に基づき行われるサービスが中心であり、サービス内容、報酬、事業所展開及び運営、その他事業全般に関して、介護保険法及び各関連法令等による法的規制を受けております。

介護保険制度については、3年ごとの制度の見直し並びに改定及び介護報酬の改定が行われております。専門部署を設置し法令の遵守に努めておりますが、今後も、法令及び制度の変更により何らかの規制強化等が生じた場合には、サービス内容の変更や各種対応が必要となるほか、当社の事業展開に影響を及ぼす可能性があり、また、介護報酬の改定に際しては、当該事業の収益又は採算性等に影響を及ぼす可能性があり、これらの要因に起因して当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

##### (2) 人材の確保について

介護事業において提供する各種サービスについては、介護保険法に基づく事業者として有資格者の配置を含む一定の人員基準等が定められております。当社においては、当該基準を満たすため、有資格者等を含む人材獲得及び自社教育等による人材育成に努めております。

当社は、現時点において人員確保に関して重大な支障は生じていないものと認識しておりますが、今後の事業展開及び拡大に際して十分な人員確保が困難となった場合又は既存人員の流出等が生じた場合には、サービス品質の低下や介護報酬の減算、介護サービスの継続提供が困難となる可能性があるほか、人員確保のための待遇の見直しや求人のためのコスト負担増加等が生じる可能性があり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

##### (3) コンプライアンスについて

当社は、法令遵守と社会規範の尊重を目的に、内部監査体制の整備を進め、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を常設機関として設置するなど、コンプライアンスの徹底をはかっております。また、コンプライアンス違反の早期発見・是正を図るために、従業員から通報・相談を受け付ける内部通報窓口を整備しております。そのほか、事業所従業員の不正防止対策は、事業所においては、小口現金及び預り金を廃止するなど現金の取り扱いを失くすことで不正防止対策を進めております。また、介護報酬の不正請求の防止体制は、担当者を明確にし、事業所長による内部牽制体制の構築、新規事業所の開設後概ね2カ月経過した時点で開設後点検等を行い、不正請求防止対策を進めております。

しかしながら、万一コンプライアンスに反する、お客様の尊厳を損なう様な不適切なサービスが発生した場合には、当社への社会的信用が低下し、当社の経営成績及び財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

##### (4) 減損会計について

当社は、減損会計を適用しており、今後、資産の利用状況の低下により、収益性が低下する場合減損損失を認識する必要が生じます。当社ではこの影響を軽減するため、個々の投資案件の収益性を厳しく見定めるとともに、事業所別の損益管理を厳格化することを通じ、減損の兆候が生じる事業所を減らせるよう努めておりますが、当社の保有資産について実質的価値の下落や収益性の著しい低下等により減損処理がさらに必要となった場合には、当社の経営成績及び財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

##### (5) 感染症等について

当社の事業は、要支援・要介護の高齢者を対象としているため、感染症その他の疫病による集団感染や食中毒が発生する可能性があります。当社では、当該リスクに対応するため、各事業所においてBCP（事業継続計画）を策定するとともに、「手洗い、うがい、手指消毒の徹底」「マスク着用の徹底」「職場の換気」「時差出勤やテレワークの一部導入」「飛沫感染予防」等の対策を実施しておりますが、感染症その他の疫病のため経済活動・社会活動が制限される状況が続く場合には、長期間にわたり業務を中断する等、想定以上の事態が発生し、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

##### (6) 風評等の被害について

当社の事業は、お客様をはじめ関係者の信用に加え、地域社会との連携により成り立っております。当社の従業員には、企業理念を浸透させ、コンプライアンスを遵守する意識を高く保つよう従業員教育を徹底しております。しかしながら、従業員の不祥事等何らかの事象の発生や、当社に対して不利益な情報や風評が流れた場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

##### (7) 情報管理について

当社は、個人情報や機密情報等多くの重要情報を保有しており、情報漏洩リスクを含んでおります。当社では、当該リスクに対応するため、情報セキュリティに関連する規程を整備しており、外部からのアクセスについて、シ

システムの対策を講じております。また、個人情報保護に関する基本方針を定め、適正な入手と入手情報の管理体制を構築しております。個人情報保護法の改正動向やユーザーの個人情報に関する意識などを見極めながら、社内体制の整備を行ってまいります。万が一情報漏洩等の不測の事態が発生した場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 自然災害について

当社は、首都圏を中心に事業を展開しておりますが、自然災害による影響は不可避であります。当社では、当該リスクに対応するため、各事業所においてBCP（事業継続計画）を策定するとともに、定期的に研修及び訓練を実施する等、影響を最少化する取組を行っておりますが、当該地域において大規模な地震や台風等による自然災害が発生した場合には、正常な事業活動が困難となる恐れがあり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 利用者の安全管理について

当社がサービスを提供する利用者は、介護度の高い高齢者が多いことから、転倒や誤嚥、誤薬、離脱等によって生命に関わる重大な事故に発展する可能性があります。また、グループホーム等においては、食事等の介護サービスが行われており、食中毒、集団感染等の危険性が相対的に高いと考えられます。当社は、介護手順や事故防止対策等については長年の実績に基づいて従業員の訓練や業務マニュアルの遵守による業務の実施を行っておりますが、万一、事故や食中毒等が発生し当社の管理責任が問われた場合、当社の社会的信用が低下するとともに、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 消費税等の影響について

介護事業における介護保険売上は消費税法において非課税売上となる一方で、食材等の仕入は同法の課税仕入となるため、当社は消費税等の最終負担者になっております。今後、消費税率が改定され、消費税率が上昇する場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 競合について

介護保険制度の開始以降、介護サービス利用者は増加傾向にあり、今後も少子高齢化の進展に伴い利用者は増加基調が続いていくものと予想されております。当社は他社の実施するサービスとの差別化により利用者の長期にわたる継続利用の実現に努めておりますが、今後、新規参入により一層の競争激化が生じた場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 施設の新規開設について

当社では事業拡大にあたり、今後も施設の新規開設を計画的に進めてまいります。出店におきましては、出店エリアの経済状況や人口動態等の市場分析を適時適切に行い出店後の変化に迅速に対応できる新規開設体制を整え、あらゆるリスクを慎重に検討して出店を判断しておりますが、好立地に物件を確保できない場合や地域的要因及び経済的要因により開設事業計画に大幅な乖離が生じた場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 施設の賃貸借契約について

当社が運営する施設は、その大部分を賃借しており、施設ごとに家主との間で賃貸借契約を締結しております。賃貸借により投資リスクは抑制されるものの、一定期間は撤退の制約が課せられ、これに反した場合は中途解約による違約金等の支払いが生じます。また、土地及び建物の所有者である法人又は個人が破綻等の状況に陥り、継続的な使用や差入保証金の回収が困難となることがあります。当社では、契約において条件設定するとともに、施設の開設後も所有者とのコミュニケーションを密にして状況変化の兆しを初期の段階で捉えること等により、リスクの低減に努めておりますが、前述の状況となった際には、当社の経営成績や財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

(14) リース会計基準変更の可能性について

当社は、「(13) 施設の賃貸借契約について」に記載の通り、当社が運営する施設は、その大部分を賃借しておりますが、賃貸借契約の内容を踏まえて一部をオペレーティング・リースとして処理していることから、これらについては貸借対照表に計上されておられません。しかしながら、今後リース会計基準が改正され、オペレーティング・リースについても資産・負債を計上することになった場合には、建物・土地の使用権相当額が資産・負債として貸借対照表に計上されることとなります。この変更に伴い、当社の自己資本比率が現状より低下するとともに、減損対象資産の増加により減損損失計上が必要となった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 担当J-Adviserとの契約の解除に関するリスクについて

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場予定です。当社は、本書公表日現在において、株式会社日本M&Aセンターとの間で、担当J-Adviser契約（以下、「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告

に関する事項は以下のとおりです。

なお、本書公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

#### <J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下、「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社日本M&Aセンター（以下、「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下、「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

##### ① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法（「以下、「産競法」という。」第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）本号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

##### ② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

##### ③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。

- (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合  
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
  - (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合  
当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
  - b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
    - (a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
    - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
  - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でない認められるものでないこと。
- ⑤ 事業活動の停止  
甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日
    - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
    - (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
  - b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日)
  - c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- ⑥ 不適当な合併等  
甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないことと乙が認めた場合
- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損  
第三者割当により甲の支配株主(甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む。)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき
- ⑧ 発行情報等の提出遅延  
甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でない判断した場合
- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等  
次のa又はbに該当する場合
- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
  - b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- ⑩ 法令違反及び上場契約違反等  
甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合
- ⑪ 株式事務代行機関への委託  
甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることとが事実となった場合
- ⑫ 株式の譲渡制限  
甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合
- ⑬ 完全子会社化  
甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合
- ⑭ 指定振替機関における取扱い  
甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- ⑮ 株主の権利の不当な制限  
甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。
- a 買取者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する



- 買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
  - c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。
  - d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
  - e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
  - f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
  - g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。
- ⑩ 全部取得  
甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。
- ⑪ 反社会的勢力の関与  
甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。
- ⑫ その他  
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

- ① 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、1ヵ月間の期間を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ② 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1ヵ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③ 本契約を解除する場合、特段の事情のない限り、乙は予め本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知する。

## 5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

### (2) 財政状態の分析

第24期事業年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

#### （流動資産）

当事業年度末における流動資産の残高は、前事業年度末に比べ32百万円増加し3,814百万円となりました。その主な要因は、現金及び預金が238百万円減少した一方、売上増加に伴い売掛金が186百万円、前払費用が33百万円増加したこと等によるものであります。

#### （固定資産）

当事業年度末における固定資産の残高は、前事業年度末に比べ18百万円減少し2,689百万円となりました。その主な要因は、リース資産が20百万円増加した一方、減価償却により建物が34百万円減少したこと等によるものであります。

#### （流動負債）

当事業年度末における流動負債の残高は、前事業年度末に比べ149百万円減少し2,194百万円となりました。その主な要因は、1年内返済予定の長期借入金が77百万円、未払金が73百万円増加した一方、契約負債が246百万円、未払法人税等が72百万円減少したこと等によるものであります。

#### （固定負債）

当事業年度末における固定負債の残高は、前事業年度末に比べ61百万円増加し3,068百万円となりました。その主な要因は、社債の償還が進み240百万円減少した一方、長期借入金が254百万円増加したこと等によるものであります。

#### （純資産）

当事業年度末における純資産の残高は、前事業年度末に比べ101百万円増加し1,240百万円となりました。その要因は、利益剰余金が配当により50百万円減少したものの、当期純利益により152百万円増加したことによるものであります。

第25期中間会計期間（自2023年4月1日 至2023年9月30日）

#### （流動資産）

当中間会計期間末における流動資産の残高は、前事業年度末に比べ271百万円増加し4,085百万円となりました。その主な要因は、売上増加に伴い売掛金が201百万円、現金及び預金が135百万円増加したこと等によるものであります。

#### （固定資産）

当中間会計期間末における固定資産の残高は、前事業年度末に比べ2百万円増加し2,692百万円となりました。その主な要因は、減価償却により建物が16百万円、建設仮勘定が12百万円減少した一方、リース資産が21百万円、敷金及び保証金が14百万円増加したこと等によるものであります。

#### （流動負債）

当中間会計期間末における流動負債の残高は、前事業年度末に比べ200百万円増加し2,395百万円となりました。その主な要因は、契約負債が86百万円減少した一方、1年内返済予定の長期借入金109百万円、預り金が89百万円、未払法人税等が80百万円増加したこと等によるものであります。

#### （固定負債）

当中間会計期間末における固定負債の残高は、前事業年度末に比べ9百万円減少し3,059百万円となりました。その主な要因は、長期借入金46百万円、リース債務が21百万円増加した一方、社債の償還が進み80百万円減少したこと等によるものであります。

#### （純資産）

当中間会計期間末における純資産の残高は、前事業年度末に比べ82百万円増加し1,322百万円となりました。その要因は、利益剰余金が配当により45百万円減少したものの、中間純利益により128百万円増加したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因についての分析

「4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(6) 運転資本

上場予定日(2024年6月18日)から12か月間の当社の運転資本は、自己資金及び借入による資金調達が可能であることから十分であると判断しております。

## 第4 【設備の状況】

### 1 【設備投資等の概要】

第24期事業年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

当事業年度中において実施致しました当社の設備投資の総額は135百万円です。

その主なものは介護施設用の建物の取得や、介護業務支援ソフトのリース契約によるものであります。

また、当事業年度において重要な設備の除去、売却等はありません。

なお、当社は介護事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの設備投資等の概要は記載を省略しております。

第25期中間会計期間（自2023年4月1日 至2023年9月30日）

当中間会計期間において、重要な設備投資は実施しておりません。

また、当中間会計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社は介護事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの設備投資等の概要は記載を省略しております。

### 2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

2023年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)							従業員数 (名)
		建物	構築物	車両運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース資産	合計	
神奈川県 (101ヶ所)	介護施設	395,931	17,805	2,646	22,125	107,318 (537.48)	—	545,828	372 (742)
東京都 (39ヶ所)	介護施設	75,179	10	9,421	13,607	—	—	98,218	162 (223)
埼玉県 (17ヶ所)	介護施設	22,160	—	350	2,188	—	—	24,698	78 (117)
千葉県 (10ヶ所)	介護施設	—	—	871	1,689	—	228,309	230,869	41 (57)
静岡県 (7ヶ所)	介護施設	494,427	17,555	4,434	4,572	100,963 (1,757.33)	272,020	893,975	21 (33)
宮城県 (2ヶ所)	介護施設	20,247	—	—	507	—	—	20,754	6 (2)
本社 (東京都品川区)	事務所等	8,878	—	—	1,015	—	3,269	13,163	65 (4)

(注) 1. 当社は介護事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

2. 帳簿価額には、建設仮勘定を含んでおりません。

3. 帳簿価額には、消費税等を含んでおりません。

4. 現在休止中の重要な設備はありません。

5. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を ( ) 内にて外数で記載しております。

6. 建物は賃借しており、年間賃借料は2,082,795千円であります。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第5 【発行者の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2023年3月31日)	公表日現在発行数(株) (2024年5月13日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,710,000	2,031,400	6,786	678,600	非上場	単元株式数 100株
計	2,710,000	2,031,400	6,786	678,600	—	—

(注) 2023年11月14日開催の取締役会決議により、2023年12月14日付で普通株式1株を100株に分割しております。これにより、発行済株式総数は671,814株増加し、678,600株となっております。また、当該株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は2,698,000株増加し、2,710,000株となっており、また、普通株式100株を1単位とする単元株式制度を導入しております。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

##### 第2回新株予約権 (2011年6月28日 株主総会決議)

区分	最近事業年度末現在 (2023年3月31日)	公表日の前月末現在 (2024年4月30日)
新株予約権の数(個)	272	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	272 (注) 1. 2. 3.	27,200 (注) 1. 2. 3.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自 2011年7月1日 至 2046年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 96,361 資本組入額 48,181 (注) 1. 3.	発行価格 964.6 資本組入額 482.3 (注) 1. 3.
新株予約権の行使の条件	当社取締役がその地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り行使できるものとする。その権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、公表日の前月末現在は100株であります。
2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。  
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
3. 2023年11月14日開催の取締役会決議により、2023年12月14日付で普通株式1株を100株に分割する株式分割を実施しております。

- (3) 【MSCB等の行使状況等】  
該当事項はありません。
- (4) 【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減 額(千円)	資本準備金残高 (千円)
2020年9月29日 (注) 1.	500	6,186	33,750	205,412	33,750	150,412
2020年10月2日 (注) 2.	100	6,286	4,818	210,230	4,818	155,230
2021年3月10日 (注) 3.	500	6,786	33,750	243,980	33,750	188,980
2023年2月17日 (注) 4.	-	6,786	△163,980	80,000	-	188,980
2023年12月14日 (注) 5.	671,814	678,600	-	80,000	-	188,980

(注) 1. 有償第三者割当

主な割当先 森山興産株式会社、他6名  
500株  
発行価格 135,000円  
資本組入額 67,500円

2. 新株予約権の行使による増加であります。

3. 有償第三者割当

主な割当先 森山興産株式会社、ミモザ従業員持株会、他27名  
500株  
発行価格 135,000円  
資本組入額 67,500円

4. 資本金の減少は、資本剰余金に振り替えたことによるものであります。

5. 2023年11月14日開催の取締役会決議により、2023年12月14日付で普通株式1株を100株に分割しております。これにより、発行済株式総数は671,814株増加し、678,600株となっております。また、当該株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は2,031,400株増加し、2,710,000株となっております。

(6) 【所有者別状況】

2024年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	-	-	1	-	-	70	71	-
所有株式数 (単元)	-	-	-	3,310	-	-	3,476	6,786	-
所有株式数 の割合(%)	-	-	-	48.8	-	-	51.2	100	-

(7) 【大株主の状況】

「第三部【株式公開情報】第3【株主の状況】」に記載のとおりです。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 678,600	6,786	株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株となっております。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	678,600	—	—
総株主の議決権	—	6,786	—

(注) 1. 2023年12月13日開催の臨時株主総会で定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

2. 2023年11月14日開催の取締役会決議により、2023年12月14日付で普通株式1株を100株に分割を行っており、完全議決権株式数(その他)及び発行済株式総数の株式数はそれぞれ678,600株となっております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

「第一部【企業情報】第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりです。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】  
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】  
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】  
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】  
該当事項はありません。

## 3 【配当政策】

当社は、収益力の向上を図り、株主の皆様へ利益還元をすることが経営の最重要課題の一つであると考えております。利益配当については年1回期末に配分することとし、各期の業績、配当性向及び内部留保等を総合的に勘案した上で、継続的かつ安定的な配当をおこなうことを基本方針としております。

なお、内部留保資金につきましては、健全な財務体質の維持を図るとともに将来の事業展開に役立ててまいる所存であります。

この基本方針に基づき、当期の配当金は6,700円としております。

剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当社は中間配当をすることができる旨定款に定めております。

なお、基準日(2023年3月31日)が当事業年度に属する剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2023年6月29日 定時株主総会決議	45	6,700

※ 2023年12月14日付で普通株式1株を100株に分割を行っており、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり配当額を算定した場合、67円となります。

## 4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。



## 5 【役員 の 状 況】

男性13名、女性2名（役員のうち女性の比率13%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	CEO	森山 浩	1937年9月6日生	1960年4月 松下電器産業㈱（現パナソニック 1999年8月 ㈱）入社 当社設立 2007年4月 代表取締役社長就任 2022年12月 当社代表取締役会長就任 2022年12月 当社代表取締役CEO就任（現任）	(注) 3	(注) 5	331,000 (注) 6
代表取締役	会長	清水 亨	1958年7月6日生	1982年4月 松下電器産業㈱（現パナソニック 2020年6月 ㈱）入社 当社監査役就任 2020年9月 当社専務取締役就任 2021年4月 当社代表取締役副社長就任 2022年12月 当社代表取締役社長就任 2023年2月 当社代表取締役副会長就任 2023年6月 当社代表取締役会長就任（現任）	(注) 3	(注) 5	4,000
代表取締役	社長	松本 考二	1979年3月15日生	2001年4月 ㈱山武入社 2004年5月 当社入社 2007年10月 当社執行役員横浜事業本部副本部長 2009年6月 当社取締役就任 2011年4月 当社常務取締役就任 2013年4月 当社代表取締役社長就任 2016年4月 当社代表取締役副会長就任 2017年5月 当社代表取締役社長就任 2022年12月 当社代表取締役会長就任 2023年6月 当社代表取締役副会長就任 2023年9月 当社代表取締役社長就任（現任）	(注) 3	(注) 5	17,500
取締役	副社長 人事・事業 適正化推進 グループ管 掌	長南 貴志	1987年7月11日	2010年4月 当社入社 2021年12月 当社常務執行役員ヒューマンリソ 2022年7月 ースディビジョンディビジョン長 当社取締役就任 2023年2月 当社代表取締役社長就任 2023年9月 当社取締役副社長就任（現任）	(注) 3	(注) 5	500
取締役	副社長 事業展開・ 施設推進グ ループ管掌	大場 末子	1950年4月2日生	2001年6月 社会福祉法人池上長寿園入社 2003年1月 当社入社 2008年4月 当社事業企画本部本部長 2009年6月 当社専務取締役就任 2016年5月 当社取締役副社長就任（現任）	(注) 3	(注) 5	18,000
取締役	副社長 経理・経営 戦略グル ープ管掌	山本 一馬	1954年1月28日生	1976年3月 広島ナショナル通信特機㈱（現パ 2014年2月 ナソニックコネクト㈱）入社 当社入社 経営経理統括部経理部長 2014年7月 当社常務取締役就任 2014年9月 当社専務取締役就任 2020年10月 当社取締役副社長就任（現任）	(注) 3	(注) 5	7,500
取締役	副社長 東京・関 東・東北事 業本部事業 本部長	大南 貴哉	1967年6月20日	1988年4月 社会福祉法人かしの木会くず葉学 園入職 1989年4月 ビバリージャパン㈱入社 2005年4月 社会福祉法人東洋会入職 2007年4月 当社入社 2010年6月 当社取締役就任 2011年7月 当社常務取締役就任 2012年4月 当社専務取締役就任 2013年4月 当社取締役副社長就任 2023年6月 当社副社長執行役員事業戦略担当 2023年6月 当社取締役副社長就任（現任）	(注) 3	—	12,500
取締役	専務 神奈川・東 海事業本部 事業本部長	佐久間 雄司	1949年7月9日生	1973年4月 松下電器産業㈱（現パナソニック 2009年9月 ㈱）入社 シニアウイル㈱入社 2012年11月 同社代表取締役社長就任 2020年6月 当社取締役就任 2020年10月 当社専務取締役就任（現任）	(注) 3	(注) 5	1,000
取締役	常務 神奈川東事 業本部事業 本部長	村川 将	1995年12月8日生	2018年4月 当社入社 2021年11月 当社常務執行役員統括調整部副統 括調整部長 2022年7月 当社取締役就任 2022年12月 当社常務取締役就任（現任）	(注) 3	(注) 5	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数(株)
取締役	—	濱 のぞみ	1961年4月7日生	1984年4月 松下電器産業(株) (現パナソニック株) 入社 2012年12月 株ホリスティックコミュニケーション入社 2021年6月 当社取締役就任 (現任)	(注) 3	(注) 5	—
取締役	—	東山 茂樹	1958年2月15日生	1982年4月 株野村総合研究所入社 2000年10月 Nomura Research Institute Hong Kong社長就任 Nomura Research Institute Singapore社長就任 2005年4月 株野村総合研究所企画部長 2006年4月 同社執行役員人事部長 2008年4月 同社執行役員アジアシステム事業本部長 iVision Shanghai 取締役就任 2012年4月 同社執行役員中国・アジアシステム事業本部長 2015年4月 同社常務執行役員 Nomura Research Institute Asia Pacific Private Limited社長就任 2016年4月 同社理事 2018年6月 株ワコム社外取締役 (監査等委員) 就任 (現任) 2022年6月 当社取締役就任 (現任)	(注) 3	(注) 5	—
常勤監査役	—	松井 元	1955年8月1日生	1979年4月 朝日海外旅行(株)入社 2005年10月 当社入社 2008年10月 当社常務執行役員人事部長 2010年6月 当社取締役就任 2011年6月 当社常務取締役就任 2014年6月 当社常務執行役員総合研修所所長 2018年6月 当社常勤監査役就任 2020年7月 当社内部監査室室長 2021年12月 当社常勤監査役就任 (現任)	(注) 4	(注) 5	500
監査役	—	斎藤 静敬	1935年1月10日生	1968年4月 千葉大学助教授 1980年1月 同教授 1989年4月 千葉大学大学院法学研究科修士・博士課程教授 1999年4月 文星芸術大学講師 (現任) 1999年11月 当社取締役就任 2000年4月 弁護士登録 2000年4月 千葉大学名誉教授 (現任) 2002年5月 当社取締役副社長就任 2012年6月 当社監査役就任 (現任)	(注) 4	(注) 5	36,000
監査役	—	覺正 豊和	1950年4月15日生	1985年4月 東海大学講師 1986年4月 千葉大学講師 1988年4月 千葉敬愛短期大学助教授 1988年12月 覺正税務法律事務所所長 (現任) 2000年6月 当社監査役就任 2001年7月 敬愛大学国際学部教授 2012年6月 当社社外監査役就任 (現任) 2022年4月 敬愛大学名誉教授・客員教授 (現任) 2023年4月 順天堂大学客員教授 (現任)	(注) 4	(注) 5	—
監査役	—	飯尾 康夫	1949年6月14日生	1972年4月 株三井銀行 (現株三井住友銀行) 入行 2003年6月 盛田株取締役就任 2005年7月 S M B C コンサルティング(株)入社 2009年7月 同社常勤監査役就任 2019年6月 当社社外監査役就任 (現任)	(注) 4	(注) 5	—
計							428,500

- (注) 1. 取締役濱のぞみ氏、東山茂樹氏は、社外取締役であります。
2. 監査役覺正豊和氏、飯尾康夫氏は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は 2023年12月13日開催の臨時株主総会終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査役の任期は 2023年12月13日開催の臨時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 2023年3月期における役員報酬の総額は、157,646千円を支給しております。
6. 代表取締役CEO森山浩氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である森山興産株式会社が所有する株式数を記載しております。

7. 当社は執行役員制度を採用しており、6名で構成されております。

役職名	氏名
専務執行役員 事業展開部門部門長	関根 博之
常務執行役員 経理部門部門長	長南 充浩
常務執行役員 事業適正化推進部門部門長	清野 祐司
常務執行役員 経営戦略部門部門長	稲田 貴久
執行役員 施設推進部門部門長	野中 美由希
執行役員 人事部門部門長	能瀬 靖史

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### ① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「高齢者の幸せな暮らしに貢献する」を経営理念とし、企業の持続的な成長と価値の向上に努めてまいります。これらを実現するため、コーポレート・ガバナンスの強化を重要な経営課題と位置づけており、意思決定の透明性とスピードを高め、マネジメント機能の強化を図り、事業環境の変化に迅速に対応してまいります。

#### ② 会社の機関の内容及びコーポレート・ガバナンス体制について

##### (イ) 取締役会

当社の取締役会は、取締役11名（うち社外取締役2名）で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役会規程その他の当社規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。

なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

##### (ロ) 代表取締役

当社は、介護保険制度の対応など業務執行の迅速化のため、代表取締役CEO森山浩、代表取締役会長清水亨、代表取締役社長松本考二による複数代表を採用しており、社内規程にて代表取締役CEO、代表取締役会長、代表取締役社長の決裁事項を定め、代表取締役の意思決定事項について明確にしております。

主な役割として、代表取締役CEOは最高経営責任者として中・長期のビジョン策定及び総合指揮の責任、代表取締役会長は中・長期ビジョンを踏まえ全社の経営戦略・経営改善及び事業部門の中長期戦略・内部統制についての責任、代表取締役社長は全社の経営戦略・経営改善及び全社方針に係る事業所での執行及び推進に責任を有しております。

##### (ハ) 監査役会

当社は監査役会制度を採用しており、4名で構成されております。

監査役会は、毎月1回開催する定例の監査役会に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査の方針及び監査計画等の策定、監査状況の報告や監査意見の形成等を行っております。また、取締役会その他重要な会議へ出席し、取締役の職務の執行を監査しております。

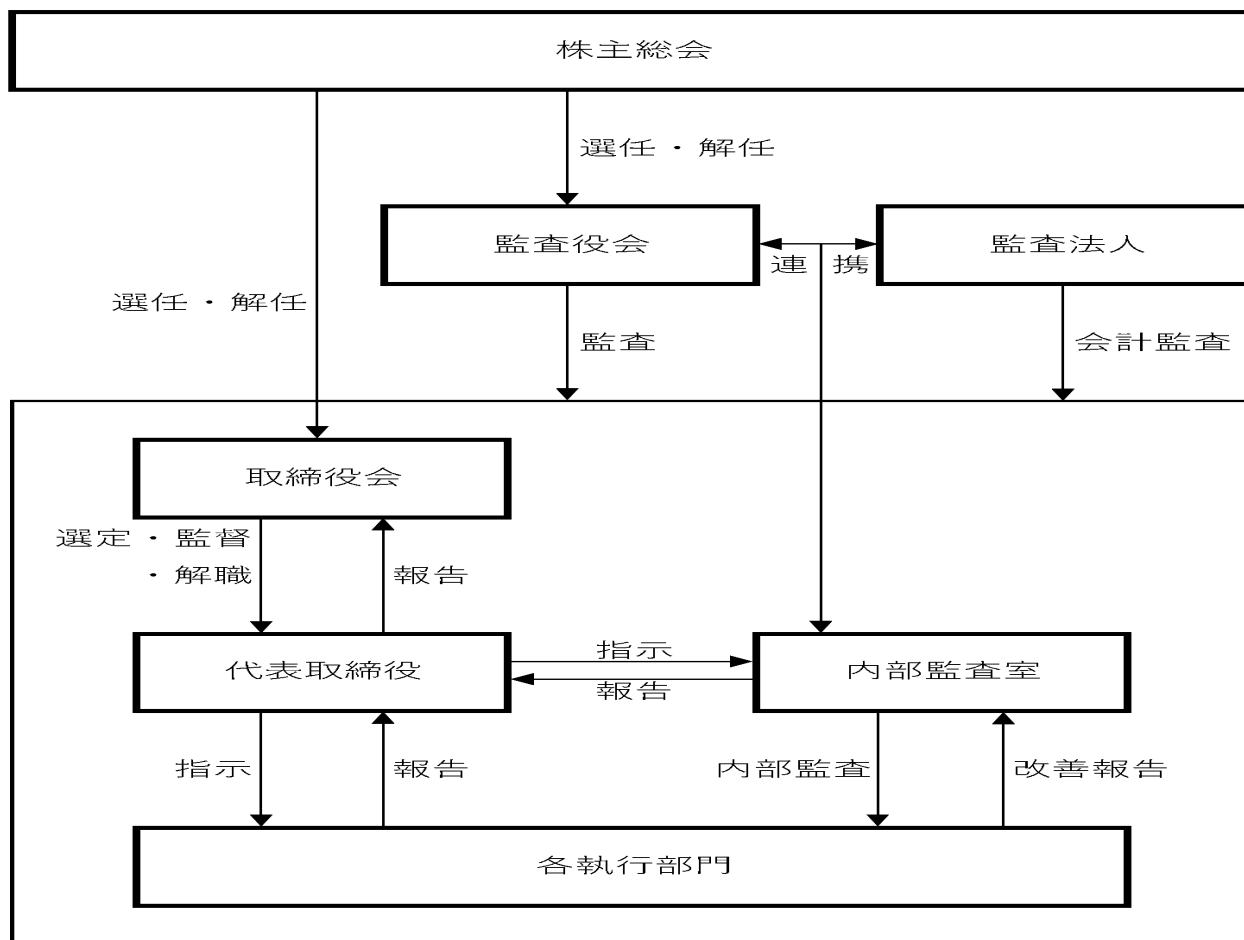
##### (ニ) 会計監査

当社は監査法人東海会計社と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。

2023年3月期において監査を執行した公認会計士は青島信吾氏及び辰巳尚氏の2名であり、継続監査年数は7年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は公認会計士3名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



③ 内部統制システムの整備の状況について

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④ 内部監査及び監査役監査の状況について

当社は、代表取締役社長直轄組織である内部監査室を設け、各部署の業務に関する監査を実施しております。監査結果は、代表取締役社長及び被監査部門に報告されるとともに、必要に応じて被監査部門に改善指示を行い、改善状況を継続的に確認することとしております

一方、監査役監査では、コーポレート・ガバナンス体制の実効性維持・向上のため、取締役に対する監視・監督を行い、必要に応じて各種の報告請求や調査を行うことにより、経営層の牽制を行っております。

監査役、内部監査室及び監査法人は、監査の独立性と適正性を監視しながら、適宜情報共有や意見交換を行うことで連携を図り、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

⑤ 社外取締役及び社外監査役との関係について

当社は、社外取締役2名及び社外監査役2名を選任しており第三者の立場から当社の経営意思決定に関し、適時適切なアドバイスを受けております。社外取締役は、社内取締役に対する監督、見識に基づく経営への助言を通じ、取締役会の透明性を担っており、また社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。

社外取締役及び社外監査役は、当社との間には人的関係、資本的關係、又は、取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準又は方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑥ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として法規管理部が情報の一元化を行っております。

また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております

⑦ 発行者の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	143,306	143,306	-	-	-	13
監査役 (社外監査役を除く。)	9,000	9,000	-	-	-	2
社外役員 (社外取締役及び社外 監査役)	5,340	5,340	-	-	-	4

(注) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務役員の使用人給与は含まれておりません。

- ⑧ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの  
上記報酬のほか、使用人兼務取締役6名に使用人分給与として27,648千円支給しています。
- ⑨ 取締役及び監査役の定数  
当社の取締役は25名以内、監査役は5名以内とする旨定款に定めております。
- ⑩ 取締役の選任決議要件  
当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及びその決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。
- ⑪ 株主総会の特別決議要件  
当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。
- ⑫ 自己株式の取得  
当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。
- ⑬ 取締役及び監査役の責任免除  
当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項に定める取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。
- ⑭ 中間配当に関する事項  
当社は、株主への機動的な利益還元ができるよう、取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として会社法第454条第5項に定める中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。
- ⑮ 株式の保有状況  
該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
12,000	-

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

## 第6 【経理の状況】

### 1 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

### 2 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1977年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

### 3 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の財務諸表について、監査法人東海会計社により監査を受けております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の中間財務諸表について、監査法人東海会計社により監査を受けております。

### 4 連結財務諸表及び中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりません。



## 【財務諸表等】

## (1) 【財務諸表】

## ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,428,567	1,189,796
売掛金	2,213,640	2,400,125
貯蔵品	9,470	5,604
前払費用	55,213	88,470
その他	80,765	137,764
貸倒引当金	△5,601	△7,234
流動資産合計	3,782,056	3,814,527
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※1 1,050,913	※1 1,016,824
構築物（純額）	※1 38,703	※1 35,371
車両運搬具（純額）	27,503	17,723
工具、器具及び備品（純額）	55,420	45,706
土地	※1 208,282	※1 208,282
リース資産（純額）	528,781	503,598
建設仮勘定	11,092	38,299
有形固定資産合計	※2 1,920,698	※2 1,865,808
無形固定資産		
ソフトウェア	19,050	23,429
リース資産	18,376	63,610
その他	1,176	1,574
無形固定資産合計	38,602	88,613
投資その他の資産		
投資有価証券	4,000	4,000
出資金	6	6
長期前払費用	74,540	62,266
繰延税金資産	83,771	80,723
敷金及び保証金	586,751	588,492
その他	321	341
貸倒引当金	△809	△1,100
投資その他の資産合計	748,582	734,730
固定資産合計	2,707,883	2,689,152
資産合計	6,489,940	6,503,679

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	97,775	104,622
1年内返済予定の長期借入金	※1 428,342	※1 505,546
1年内償還予定の社債	290,000	240,000
リース債務	34,922	36,568
未払金	97,031	170,791
未払費用	520,336	576,945
未払法人税等	79,784	7,774
契約負債	762,824	516,604
預り金	32,762	35,522
その他	514	429
流動負債合計	2,344,295	2,194,805
固定負債		
社債	440,000	200,000
長期借入金	※1 1,638,279	※1 1,892,737
リース債務	567,678	595,483
資産除去債務	67,313	73,122
その他	293,465	307,158
固定負債合計	3,006,737	3,068,501
負債合計	5,351,032	5,263,306
純資産の部		
株主資本		
資本金	243,980	80,000
資本剰余金		
資本準備金	188,980	188,980
その他資本剰余金	—	163,980
資本剰余金合計	188,980	352,961
利益剰余金		
利益準備金	2,984	2,984
その他利益剰余金	676,751	778,216
繰越利益剰余金	676,751	778,216
利益剰余金合計	679,736	781,201
株主資本合計	1,112,697	1,214,162
新株予約権	26,209	26,209
純資産合計	1,138,907	1,240,372
負債純資産合計	6,489,940	6,503,679

## 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

当中間会計期間  
(2023年9月30日)

資産の部		
流動資産		
現金及び預金		1,325,254
売掛金		2,601,382
貯蔵品		4,127
前払費用		98,827
その他		70,924
貸倒引当金		△14,872
流動資産合計		4,085,642
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※1	1,000,322
構築物（純額）	※1	34,207
車両運搬具（純額）		15,589
工具、器具及び備品（純額）		45,931
土地	※1	208,282
リース資産（純額）		496,513
建設仮勘定		25,693
有形固定資産合計	※2	1,826,540
無形固定資産		
ソフトウェア		21,394
リース資産		92,282
その他		1,511
無形固定資産合計		115,187
投資その他の資産		
投資有価証券		4,000
出資金		6
長期前払費用		50,900
繰延税金資産		92,779
敷金及び保証金		603,417
その他		376
貸倒引当金		△1,128
投資その他の資産合計		750,352
固定資産合計		2,692,080
資産合計		6,777,722

(単位：千円)

当中間会計期間  
(2023年9月30日)

負債の部		
流動負債		
買掛金		109,237
1年内返済予定の長期借入金	※1	615,407
1年内償還予定の社債		200,000
リース債務		43,068
未払金		145,068
未払費用		638,267
未払法人税等		88,513
契約負債		429,763
預り金		124,958
その他		1,246
流動負債合計		2,395,531
固定負債		
社債		120,000
長期借入金	※1	1,938,854
リース債務		617,037
資産除去債務		73,611
その他		309,716
固定負債合計		3,059,218
負債合計		5,454,750
純資産の部		
株主資本		
資本金		80,000
資本剰余金		
資本準備金		188,980
その他資本剰余金		163,980
資本剰余金合計		352,961
利益剰余金		
利益準備金		2,984
その他利益剰余金		860,816
繰越利益剰余金		860,816
利益剰余金合計		863,801
株主資本合計		1,296,762
新株予約権		26,209
純資産合計		1,322,972
負債純資産合計		6,777,722

## ②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自	2021年4月1日	(自	2022年4月1日
	至	2022年3月31日)	至	2023年3月31日)
売上高	※1	12,761,318	※1	13,928,223
売上原価		11,439,470		12,657,793
売上総利益		1,321,847		1,270,430
販売費及び一般管理費	※2	1,147,032	※2	1,217,204
営業利益		174,814		53,225
営業外収益				
補助金収入	※3	84,666	※3	209,891
その他		2,953		3,561
営業外収益合計		87,620		213,452
営業外費用				
支払利息		29,931		35,362
その他		7,097		7,354
営業外費用合計		37,029		42,716
経常利益		225,406		223,961
特別損失				
減損損失	※4	5,903		—
固定資産除却損	※5	886	※5	2,897
特別損失合計		6,790		2,897
税引前当期純利益		218,616		221,063
法人税、住民税及び事業税		99,452		65,655
法人税等調整額		△55,687		3,048
法人税等合計		43,764		68,703
当期純利益		174,851		152,360

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 人件費		6,768,902	59.2	7,725,630	61.0
II 経費	※1	4,670,568	40.8	4,932,162	39.0
売上原価		11,439,470	100.0	12,657,793	100.0

(注) ※1. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
地代家賃 (千円)	2,043,314	2,067,059
食材費 (千円)	1,059,076	1,107,352

## 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間	
	(自 2023年4月1日	
	至 2023年9月30日)	
売上高	※1	7,384,773
売上原価	※2	6,501,429
売上総利益		883,343
販売費及び一般管理費	※2	727,562
営業利益		155,780
営業外収益		
補助金収入	※3	66,798
その他		2,324
営業外収益合計		69,122
営業外費用		
支払利息		18,481
その他		1,897
営業外費用合計		20,379
経常利益		204,523
特別損失		
固定資産除却損		0
特別損失合計		0
税引前中間純利益		204,523
法人税、住民税及び事業税		88,513
法人税等調整額		△12,055
法人税等合計		76,458
中間純利益		128,065

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								新株予約 権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計		
		資本準備金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	利益準 備金	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余 金合計			
当期首残高	243,980	188,980	—	188,980	2,984	567,850	570,835	1,003,796	26,209	1,030,006
会計方針の変更による累 積的影響額						△15,055	△15,055	△15,055		△15,055
会計方針の変更を反映し た当期首残高	243,980	188,980	—	188,980	2,984	552,794	555,779	988,740	26,209	1,014,950
当期変動額										
剰余金の配当						△50,895	△50,895	△50,895		△50,895
当期純利益						174,851	174,851	174,851		174,851
当期変動額合計	—	—	—	—	—	123,956	123,956	123,956	—	123,956
当期末残高	243,980	188,980	—	188,980	2,984	676,751	679,736	1,112,697	26,209	1,138,907

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								新株予約 権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計		
		資本準備金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	利益準 備金	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余 金合計			
当期首残高	243,980	188,980	—	188,980	2,984	676,751	679,736	1,112,697	26,209	1,138,907
当期変動額										
剰余金の配当						△50,895	△50,895	△50,895		△50,895
当期純利益						152,360	152,360	152,360		152,360
減資	△163,980		163,980	163,980						—
当期変動額合計	△163,980	—	163,980	163,980	—	101,465	101,465	101,465	—	101,465
当期末残高	80,000	188,980	163,980	352,961	2,984	778,216	781,201	1,214,162	26,209	1,240,372



【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本								新株予約 権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余 金合計	利益準備 金	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	80,000	188,980	163,980	352,961	2,984	778,216	781,201	1,214,162	26,209	1,240,372
当中間期変動額										
剰余金の配当						△45,466	△45,466	△45,466		△45,466
中間純利益						128,065	128,065	128,065		128,065
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	82,599	82,599	82,599	—	82,599
当中間期末残高	80,000	188,980	163,980	352,961	2,984	860,816	863,801	1,296,762	26,209	1,322,972

## ④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	218,616	221,063
減価償却費	163,382	161,811
減損損失	5,903	—
補助金収入	△84,666	△209,891
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	571	1,923
受取利息及び受取配当金	△208	△206
支払利息	29,931	35,362
固定資産除却損	886	2,897
売上債権の増減額 (△は増加)	△249,033	△186,485
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△6,287	3,866
前払費用の増減額 (△は増加)	△14,957	△33,077
長期前払費用の増減額 (△は増加)	4,728	12,273
預り金の増減額 (△は減少)	△4,748	2,760
未払金の増減額 (△は減少)	△32,382	40,561
未払費用の増減額 (△は減少)	106,529	56,708
未払法人税等 (外形標準課税) の増減額 (△は減少)	△2,094	△26,815
契約負債の増減額 (△は減少)	△175,645	△246,220
長期前受金の増減額 (△は減少)	△21,694	—
その他	8,904	△57,775
小計	△52,264	△221,244
利息及び配当金の受取額	208	206
補助金の受取額	112,334	233,426
利息の支払額	△31,077	△35,640
法人税等の支払額	△59,779	△102,765
営業活動によるキャッシュ・フロー	△30,578	△126,017
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△329,897	△49,513
無形固定資産の取得による支出	△9,436	△15,408
敷金及び保証金の差入による支出	△6,016	△2,013
その他	△3,906	253
投資活動によるキャッシュ・フロー	△349,256	△66,683
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	1,000,000	800,000
長期借入金の返済による支出	△358,420	△468,338
社債の償還による支出	△360,000	△290,000
配当金の支払額	△52,422	△50,880
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△36,433	△36,852
その他	△10	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	192,713	△46,070
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△187,121	△238,770
現金及び現金同等物の期首残高	1,615,688	1,428,567
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1,428,567	※ 1,189,796

## 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	204,523
減価償却費	79,262
補助金収入	△66,798
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	7,666
受取利息及び受取配当金	△403
支払利息	18,481
固定資産除却損	0
売上債権の増減額 (△は増加)	△201,256
棚卸資産の増減額 (△は増加)	1,477
前払費用の増減額 (△は増加)	△10,986
長期前払費用の増減額 (△は増加)	11,365
預り金の増減額 (△は減少)	89,436
未払金の増減額 (△は減少)	1,107
未払費用の増減額 (△は減少)	61,404
契約負債の増減額 (△は減少)	△86,841
その他	38,018
小計	146,458
利息及び配当金の受取額	403
補助金の受取額	89,294
利息の支払額	△17,934
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	11,432
営業活動によるキャッシュ・フロー	229,654
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△49,166
無形固定資産の取得による支出	△1,630
敷金及び保証金の差入による支出	△15,429
その他	469
投資活動によるキャッシュ・フロー	△65,756
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	400,000
長期借入金の返済による支出	△244,022
社債の償還による支出	△120,000
配当金の支払額	△45,452
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△18,965
財務活動によるキャッシュ・フロー	△28,440
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	135,457
現金及び現金同等物の期首残高	1,189,796
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1,325,254

【注記事項】

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

（1）その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～35年

工具、器具及び備品 3年～15年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年）による定額法

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法

4. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社が営む介護事業における主な履行義務の内容は、介護サービスやそれに付随する居室や食事等の提供を行う役務の提供を行うことであり、当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、当該役務の提供時点であると判断し、同時点で収益を認識しております。また、介護付きホームにおいて受領している入居一時金については、平均入居期間で均等按分して収益認識を行っております。

なお、履行義務の対価に変動対価は含まれず、顧客との契約に重要な金融要素は含まれておりません。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための重要な事項

資産に係る控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、「長期前払費用」に計上し5年間で均等償却しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産の金額は、財務諸表「注記事項(税効果会計関係) 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳」に記載の金額と同一であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)で示されている企業分類の判定を行い、将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得を見積り、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

② 主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性の判断は、企業分類の判定、将来の収益力に基づく課税所得の見積り、将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジューリング等に依存しております。なお、課税所得の見積りは、取締役会により承認された事業計画を基礎としており、事業計画の主要な仮定は、直近の稼働率に基づく売上高であります。

③ 翌年度の財務諸表に与える影響

当該見積りは、将来の収益力に基づく課税所得の見積りの前提とした条件や仮定に変更等が生じた場合には翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
建物	808,631千円	765,626千円
構築物	37,131	34,039
土地	208,282	208,282
計	1,054,045	1,007,948

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
一年内返済予定の長期借入金	93,048千円	93,048千円
長期借入金	846,766	753,718
計	939,814	846,766

※2 減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
減価償却累計額	866,203千円	976,626千円

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度3%、当事業年度3%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度97%、当事業年度97%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
役員報酬	146,070 千円	157,646千円
給与	328,464	361,589
退職給付費用	3,338	3,648
租税公課	309,913	280,205
減価償却費	26,954	30,187
貸倒引当金繰入額	2,197	4,070

※3 補助金収入の主な内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
費用高騰補助金	－千円	86,927千円
処遇改善補助金	20,947	67,543
コロナ対策補助金	13,850	49,693
第三者評価補助金	4,563	5,726
施設開設補助金	45,306	－
計	84,666	209,891

※4 減損損失

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類	金額 (千円)
事業用資産	神奈川県	建物、構築物、車両運搬具、工具、器具及び備品	5,153
事業用資産	東京都	構築物	1
事業用資産	埼玉県	車両運搬具、工具、器具及び備品	715
事業用資産	千葉県	工具、器具及び備品	34

当社は、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業所・サービスを基本として資産のグルーピングを行っております。

回収可能価額が帳簿価額を下回った資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失(5,903千円)として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物3,880千円、構築物19千円、車両運搬具496千円、工具、器具及び備品1,507千円であります。

減損損失の測定における回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを5%で割り引いて算出しております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）  
該当事項はありません。

※5 固定資産除却損

固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
建物	611千円	—千円
工具、器具及び備品	121	32
リース資産	—	2,865
その他	152	—
計	886	2,897

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	6,786	—	—	6,786
合計	6,786	—	—	6,786

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当事業年度 末残高 (千円)
			当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	ストック・オプションとして の新株予約権	普通株式	272	—	—	272	26,209
	合計	—	272	—	—	272	26,209

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月30日 定時株主総会	普通株式	50,895	7,500	2021年3月31日	2021年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	50,895	利益剰余金	7,500	2022年3月31日	2022年6月29日

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	6,786	—	—	6,786
合計	6,786	—	—	6,786

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度 末残高 （千円）
			当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	ストック・オプションとして の新株予約権	普通株式	272	—	—	272	26,209
合計		—	272	—	—	272	26,209

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	50,895	7,500	2022年3月31日	2022年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	45,466	利益剰余金	6,700	2023年3月31日	2023年6月30日

(注) 2023年12月14日付で普通株式1株を100株に株式分割を行っておりますが、上記の1株当たり配当額は分割前  
の内容を記載しております。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
現金及び預金	1,428,567千円	1,189,796千円
預入期間が3か月を超える定期預金	—	—
現金及び現金同等物	1,428,567	1,189,796



(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として建物長期賃貸借契約であります。

(イ) 無形固定資産

主としてソフトウェア及びライセンスであります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
1年内	1,955,420	1,958,420
1年超	38,291,399	36,689,979
合計	40,246,820	38,648,399

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、介護事業を行うための事業計画に照らして必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は主に国民健康保険団体連合会等公的機関への債権であるため、リスクは僅少であります。一方で個人負担金は利用者に対する債権であり、これには利用者の信用リスクが存在しておりますが、1件当たりの金額が少額かつ利用者の数が多いことからリスクは分散されております。

投資有価証券は同業他社の株式であり、投資先の業績の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に事業所の賃貸借契約に基づく保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債並びにファイナンス・リース取引にかかるリース債務は、主に運転資金及び設備投資の資金の調達を目的としたものであります。これらの債務は固定金利で運用しており、金利の変動リスクはありません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は主要な営業債権、敷金について、経理部において取引相手ごとに期日及び残高管理するとともに、事業所による回収促進により回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は経理部が適時に資金繰り計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は現金であること、及び、預金、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

前事業年度（2022年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金及び保証金	586,751	503,991	△82,759
資産計	586,751	503,991	△82,759
(1) 社債(※1)	730,000	726,495	△3,504
(2) 長期借入金(※2)	2,066,621	1,990,252	△76,368
(3) リース債務(※3)	602,601	391,757	△210,844
負債計	3,399,222	3,108,504	△290,717

(※1) 1年内償還予定の社債を含めております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(※3) 1年内リース債務を含めております。

(※4) 以下の金融商品は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載を省略しております。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前事業年度 (千円)
非上場株式	4,000
出資金	6

当事業年度（2023年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金及び保証金	588,492	478,788	△109,704
資産計	588,492	478,788	△109,704
(1) 社債(※1)	440,000	438,739	△1,260
(2) 長期借入金(※2)	2,398,283	2,319,928	△78,354
(3) リース債務(※3)	632,051	414,588	△217,463
負債計	3,470,334	3,173,256	△297,078

(※1) 1年内償還予定の社債を含めております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(※3) 1年内リース債務を含めております。

(※4) 市場価格のない株式等は記載を省略しております。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度 (千円)
非上場株式	4,000
出資金	6

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 敷金及び保証金

敷金及び保証金は、その将来のキャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

## 負債

### (1) 社債、(2) 長期借入金、(3) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入、新規社債発行又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額  
前事業年度 (2022年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,428,567	—	—	—
売掛金	2,213,640	—	—	—
敷金及び保証金	18,504	30,952	34,651	502,643
合計	3,660,711	30,952	34,651	502,643

当事業年度 (2023年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,189,796	—	—	—
売掛金	2,400,125	—	—	—
敷金及び保証金	6,912	40,878	39,807	500,893
合計	3,596,834	40,878	39,807	500,893

(注) 3. 社債、長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額  
前事業年度 (2022年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	290,000	240,000	140,000	60,000	—	—
長期借入金	428,342	353,880	333,757	273,058	203,010	474,574
リース債務	34,922	23,894	15,545	15,582	15,986	496,668
合計	753,264	617,774	489,302	348,640	218,996	971,242

当事業年度 (2023年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	240,000	140,000	60,000	—	—	—
長期借入金	505,546	502,091	433,058	363,010	213,052	381,526
リース債務	36,568	29,600	29,751	30,269	25,596	480,265
合計	782,114	671,691	522,809	393,279	238,648	861,791

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

#### レベル1の時価

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価。

#### レベル2の時価

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価。

#### レベル3の時価

観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価。

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

#### (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2022年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	503,991	—	503,991
資産計	—	503,991	—	503,991
社債	—	726,495	—	726,495
長期借入金	—	1,990,252	—	1,990,252
リース債務	—	391,757	—	391,757
負債計	—	3,108,504	—	3,108,504

#### 敷金及び保証金

これらの時価は、支払金額と、当該敷金及び保証金の貸借期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 社債（1年内償還予定を含む）

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（2023年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	478,788	—	478,788
資産計	—	478,788	—	478,788
社債	—	438,739	—	438,739
長期借入金	—	2,319,928	—	2,319,928
リース債務	—	414,588	—	414,588
負債計	—	3,173,256	—	3,173,256

敷金及び保証金

これらの時価は、支払金額と、当該敷金及び保証金の賃貸借期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債（1年内償還予定を含む）

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（2022年3月31日）

該当事項はありません。

なお、非上場株式等（貸借対照表計上額4,006千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（2023年3月31日）

該当事項はありません。

なお、非上場株式等（貸借対照表計上額4,006千円）については、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

2. 売却したその他有価証券

前事業年度（2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2023年3月31日）

該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度（2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2023年3月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度42,186千円、当事業年度48,243千円であります。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第2回株式報酬型新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役13名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 50,000株
付与日	2011年7月1日
権利確定条件	付与対象者が取締役または執行役員を退任した場合
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2011年7月1日～2046年6月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2023年12月14日付の普通株式1株につき100株とする株式分割による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2022年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

		第2回株式報酬型新株予約権
権利確定前	(株)	
前事業年度末		27,200
付与		—
失効		—
権利確定		—
未確定残		27,200
権利確定後	(株)	
前事業年度末		—
権利確定		—
権利行使		—
失効		—
未行使残		—

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2023年12月14日付の普通株式1株につき100株とする株式分割による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

		第2回株式報酬型新株予約権
権利行使価格	(円)	1
行使時平均株価	(円)	—
付与日における公正な評価単価	(円)	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りにっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、修正純資産方式により算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 44,572千円  
 (2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 一千円

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第2回株式報酬型新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役13名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 50,000株
付与日	2011年7月1日
権利確定条件	付与対象者が取締役または執行役員を退任した場合
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2011年7月1日～2046年6月30日

（注） 株式数に換算して記載しております。なお、2023年12月14日付の普通株式1株につき100株とする株式分割による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2023年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第2回株式報酬型新株予約権
権利確定前 (株)	
前事業年度末	27,200
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	27,200
権利確定後 (株)	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

（注） 株式数に換算して記載しております。なお、2023年12月14日付の普通株式1株につき100株とする株式分割による分割後の株式数に換算して記載しております。



② 単価情報

		第2回株式報酬型新株予約権
権利行使価格	(円)	1
行使時平均株価	(円)	—
付与日における公正な評価単価	(円)	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、修正純資産方式により算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 48,639千円  
(2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 一千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産		
資産除去債務	20,598千円	25,300千円
未払事業税	10,035	—
新株予約権	8,020	9,068
減損損失	13,835	13,288
貸倒引当金	1,961	1,235
減価償却超過額	2,914	2,935
未払費用	29,856	43,775
契約負債	5,421	3,092
その他	5,973	5,012
繰延税金資産小計	98,616	103,708
将来減算一時差異等の合計に係る 評価性引当額	△8,020	△9,068
評価性引当額小計	△8,020	△9,068
繰延税金資産合計	90,596	94,640
	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△6,824	△8,186
還付事業税	—	△5,730
繰延税金負債合計	△6,824	△13,916
繰延税金資産純額	83,771	80,723

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
法定実効税率	30.6%	34.6%
(調整)		
住民税均等割	5.6	6.3
留保金課税	3.3	—
法人税の特別控除	△6.4	△3.4
評価性引当額の増減	△13.5	—
税率変更による影響額	—	△5.0
その他	0.3	△1.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.0	31.1

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

当社は2023年2月17日付で資本金を80,000千円に減資したことにより、法人事業税の外形標準課税が不適用となっております。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を30.6%から34.6%に変更しております。この結果、当事業年度の繰延税金資産及び法人税等調整額がいずれも10,950千円増加しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

- (1) 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

- (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得より8年から20年と見積り、割引率は0.0%から2.2%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

- (3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
期首残高	72,722千円	67,313千円
有形固定資産の取得による増加額	—	4,850
時の経過による調整額	941	958
資産除去債務の履行による減少額	△6,350	—
期末残高	67,313	73,122

(収益認識関係)

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の収益認識の時期別の収益の分解と財及びサービスとの関連は次のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント
	介護事業
入居系サービス	8,872,121
在宅系サービス	3,889,197
外部顧客への売上高	12,761,318

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

財務諸表「注記事項(重要な会計方針) 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,961,064
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	2,213,640
契約負債（期首残高）	938,470
契約負債（期末残高）	762,824

契約負債は、一部介護付きホームにかかる顧客から受け取った入居一時金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度において、契約負債が175,645千円減少した主な理由は、一部介護付きホームの新規顧客により262,116千円増加した一方、入居一時金の返金や、収益を認識したことにより437,761千円減少したことによるものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当事業年度末で未充足の履行義務に配分した取引価格の金額のうち、将来収益として認識されると見込まれる時期別の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度
1年以内	244,931
1年超2年以内	189,560
2年超3年以内	141,067
3年超	187,266
合計	762,824

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の収益認識の時期別の収益の分解と財及びサービスとの関連は次のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント
	介護事業
入居系サービス	9,319,844
在宅系サービス	4,608,379
外部顧客への売上高	13,928,223

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

財務諸表「注記事項（重要な会計方針）5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	2,213,640
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	2,400,125
契約負債（期首残高）	762,824
契約負債（期末残高）	516,604

契約負債は、一部介護付きホームにかかる顧客から受け取った入居一時金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度において、契約負債が246,220千円減少した主な理由は、一部介護付きホームの新規顧客により222,288千円増加した一方、入居一時金の返金や、収益を認識したことにより468,508千円減少したことによるものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当事業年度末で未充足の履行義務に配分した取引価格の金額のうち、将来収益として認識されると見込まれる時期別の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
1年以内	166,100
1年超2年以内	129,762
2年超3年以内	93,620
3年超	127,122
合計	516,604

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、介護事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称及び氏名	売上高
神奈川県国民健康保険団体連合会	4,094,387千円
東京都国民健康保険団体連合会	1,417,542千円

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

### (1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

### (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称及び氏名	売上高
神奈川県国民健康保険団体連合会	4,495,141千円
東京都国民健康保険団体連合会	1,648,513千円

### 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社は、介護事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

### 【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

### 【関連当事者情報】

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

関連当事者との取引

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有(被 所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注1)	科目	期末残高 (千円) (注1)
役員	森山 浩	—	—	当社代表 取締役会長	—	債務被保証	銀行借入社 債に対する 債務被保証 (注)1	760,243	—	—

(注) 1. 当社の銀行借入、社債に対し債務保証を受けております。なお、取引金額は対応する債務の期末残高であり、保証料の支払いは行っておりません。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

関連当事者との取引

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注1)	科目	期末残高 (千円) (注1)
役員	森山 浩	—	—	当社代表 取締役CEO	—	債務被保証	銀行借入社 債に対する 債務被保証 (注)1	454,993	—	—

(注) 1. 当社の銀行借入、社債に対し債務保証を受けております。なお、取引金額は対応する債務の期末残高であり、保証料の支払いは行っておりません。

### (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	1,639円69銭	1,789円21銭
1株当たり当期純利益	257円66銭	224円52銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 2023年12月14日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期純利益(千円)	174,851	152,360
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	174,851	152,360
普通株式の期中平均株式数(株)	678,600	678,600
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2011年6月28日取締役会決議による第2回新株予約権 (新株予約権の数50,000個)	2011年6月28日取締役会決議による第2回新株予約権 (新株予約権の数50,000個)

(重要な後発事象)

(株式分割及び単元株制度の採用)

2023年11月14日開催の取締役会決議に基づき、2023年12月14日付にて株式分割を行っております。また、同日付で単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

1. 株式分割及び単元株制度採用の目的

株式単位当たりの金額の引下げを行うことで株式の流動性を高めること、投資家層の拡充を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元制度を採用しております。

2. 株式分割の概要

①分割の方法

2023年12月13日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき100株の割合をもって分割いたしました。

②株式分割による増加株式数 普通株式 671,814株

③株式分割後の発行済株式総数 普通株式 678,600株

④株式分割後の発行可能株式総数 普通株式 2,710,000株

⑤株式分割の効力発生日 2023年12月14日

なお、「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

3. 単元株制度の採用

普通株式の単元株式数を100株といたしました。

## 【注記事項】

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

（重要な会計方針）

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

#### （1）その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

### 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

### 3. 固定資産の減価償却の方法

#### （1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～35年

工具、器具及び備品 3年～15年

#### （2）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年）による定額法

#### （3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法

### 4. 引当金の計上基準

#### （1）貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### 5. 収益及び費用の計上基準

当社が営む介護事業における主な履行義務の内容は、介護サービスやそれに付随する居室や食事等の提供を行う役務の提供を行うことであり、当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、当該役務の提供時点であると判断し、同時点で収益を認識しております。また、介護付きホームにおいて受領している入居一時金については、平均入居期間で均等按分して収益認識を行っております。

なお、履行義務の対価に変動対価は含まれず、顧客との契約に重要な金融要素は含まれておりません。

### 6. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

### 7. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

資産に係る控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、「長期前払費用」に計上し5年間で均等償却しております。

(中間貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	当中間会計期間末 (2023年9月30日)
建物	744,123千円
構築物	32,493
土地	208,282
計	984,899

	当中間会計期間末 (2023年9月30日)
一年内返済予定の長期借入金	93,048千円
長期借入金	707,194
計	800,242

※2 減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりです。

	当中間会計期間末 (2023年9月30日)
減価償却累計額	1,039,350千円

(中間損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 減価償却実施額

減価償却実施額は次のとおりです。

	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
有形固定資産	66,267千円
無形固定資産	12,995
計	79,262

※3 補助金収入の主な内容は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
施設開設補助金	37,755千円
費用高騰補助金	23,145
コロナ対策補助金	5,304
第三者評価補助金	594
計	66,798



(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当中間会計期間増加株式数(株)	当中間会計期間減少株式数(株)	当中間会計期間末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	6,786	—	—	6,786
合計	6,786	—	—	6,786

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計期間末残高(千円)
			当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	272	—	—	272	26,209
合計		—	272	—	—	272	26,209

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	45,466	6,700	2023年3月31日	2023年6月30日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
現金及び預金	1,325,254千円
預入期間が3か月を超える定期預金	—
現金及び現金同等物	1,325,254

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として建物長期賃貸借契約であります。

(イ) 無形固定資産

会社資産にかかるソフトウェア及びライセンスであります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	当中間会計期間 (2023年9月30日)
1年内	2,082,210
1年超	39,403,166
合計	41,485,377

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は現金であること、及び、預金、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

当中間会計期間 (2023年9月30日)

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金及び保証金	603,417	460,334	△143,083
資産計	603,417	460,334	△143,083
(1) 社債(*1)	320,000	318,832	△1,167
(2) 長期借入金(*2)	2,554,261	2,461,250	△93,010
(3) リース債務(*3)	660,106	431,471	△228,634
負債計	3,534,367	3,211,553	△322,813

(\*1) 1年内償還予定の社債を含めております。

(\*2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(\*3) 1年内リース債務を含めております。

(\*4) 市場価格のない株式等は記載を省略しております。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当中間会計期間 (千円)
非上場株式	4,000
出資金	6

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 敷金及び保証金

敷金及び保証金は、その将来のキャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 社債、(2) 長期借入金、(3) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入、新規社債発行又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価。

レベル2の時価

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価。

レベル3の時価

観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価。

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間会計期間(2023年9月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	460,334	—	460,334
資産計	—	460,334	—	460,334
社債	—	318,832	—	318,832
長期借入金	—	2,461,250	—	2,461,250
リース債務	—	431,471	—	431,471
負債計	—	3,211,553	—	3,211,553

敷金及び保証金

これらの時価は、支払金額と、当該敷金及び保証金の貸借期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債(1年内償還予定を含む)

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

当中間会計期間 (2023年9月30日)

1. その他有価証券

該当事項はありません。

なお、非上場株式等（貸借対照表計上額4,006千円）については、市場価格のない株式等であることから、記載していません。

2. 売却したその他有価証券

該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第2回株式報酬型新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役13名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 50,000株
付与日	2011年7月1日
権利確定条件	付与対象者が取締役または執行役員を退任した場合
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2011年7月1日～2046年6月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2023年12月14日付の普通株式1株につき100株とする株式分割による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当中間会計期間において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

		第2回株式報酬型新株予約権
権利確定前	(株)	
前事業年度末		27,200
付与		—
失効		—
権利確定		—
未確定残		27,200
権利確定後	(株)	
前事業年度末		—
権利確定		—
権利行使		—
失効		—
未行使残		—

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2023年12月14日付の普通株式1株につき100株とする株式分割による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

		第2回株式報酬型新株予約権
権利行使価格	(円)	1
行使時平均株価	(円)	—
付与日における公正な評価単価	(円)	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、修正純資産方式により算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 51,950千円  
 (2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 一千円

(資産除去債務関係)

当中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得より8年から20年と見積り、割引率は0.0%から2.2%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
期首残高	73,122千円
有形固定資産の取得による増加額	—
時の経過による調整額	488
資産除去債務の履行による減少額	—
当中間会計期間末残高	73,611

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の収益認識の時期別の収益の分解と財及びサービスとの関連は次のとおりであります。

(単位：千円)

セグメント	報告セグメント
	介護事業
入居系サービス	4,841,171
在宅系サービス	2,543,602
外部顧客への売上高	7,384,773

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

財務諸表「注記事項(重要な会計方針)5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当中間会計期間
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	2,400,125
顧客との契約から生じた債権(中間期末残高)	2,601,382
契約負債(期首残高)	516,604
契約負債(中間期末残高)	429,763

契約負債は、一部介護付きホームにかかる顧客から受け取った入居一時金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当中間会計期間において、契約負債が86,841千円減少した主な理由は、一部介護付きホームの新規顧客により93,712千円増加した一方、入居一時金の返金や、収益を認識したことにより180,553千円減少したことによるものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当中間会計期間末で未充足の履行義務に配分した取引価格の金額のうち、将来収益として認識されると見込まれる時期別の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当中間会計期間
1年以内	139,817
1年超2年以内	106,920
2年超3年以内	69,950
3年超	113,074
合計	429,763

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

当社は、介護事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称及び氏名	売上高
神奈川県国民健康保険団体連合会	2,395,777千円
東京都国民健康保険団体連合会	874,668千円

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
1株当たり純資産額	1,910円93銭
1株当たり中間純利益	188円72銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 2023年12月14日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間純利益を算定しております。

3. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
中間純利益 (千円)	128,065
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	128,065
普通株式の期中平均株式数(株)	678,600
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 中間純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2011年6月28日取締役会決議による第2回新株予約権 (新株予約権の数500個)

(重要な後発事象)

(株式分割及び単元株制度の採用)

2023年11月14日開催の取締役会決議に基づき、2023年12月14日付にて株式分割を行っております。また、同日付で単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

1. 株式分割及び単元株制度採用の目的

株式単位当たりの金額の引下げを行うことで株式の流動性を高めること、投資家層の拡充を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元制度を採用しております。

2. 株式分割の概要

①分割の方法

2023年12月13日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき100株の割合をもって分割いたしました。

②株式分割による増加株式数 普通株式 671,814株

③株式分割後の発行済株式総数 普通株式 678,600株

④株式分割後の発行可能株式総数 普通株式 2,710,000株

⑤株式分割の効力発生日 2023年12月14日

なお、「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

3. 単元株制度の採用

普通株式の単元株式数を100株といたしました。



⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減 価償却累 計額又は 償却累計 額 (千円)	当期末減損 損失累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期 末残高 (千円)
有形固定資産								
建物	1,668,243	47,303	—	1,715,547	654,668	44,053	81,392	1,016,824
構築物	45,959	—	—	45,959	10,568	19	3,332	35,371
車両運搬具	81,906	—	—	81,906	60,215	3,967	9,780	17,723
工具、器具及び備 品	209,918	9,063	4,807	214,175	160,975	7,493	18,744	45,706
土地	208,282	—	—	208,282	—	—	—	208,282
リース資産	617,123	—	23,325	593,797	90,198	—	23,187	503,598
建設仮勘定	11,092	77,606	50,400	38,299	—	—	—	38,299
有形固定資産計	2,842,528	133,974	78,533	2,897,968	976,626	55,533	136,436	1,865,808
無形固定資産								
ソフトウェア	31,220	20,315	9,534	42,001	18,572	—	6,402	23,429
リース資産	81,581	64,086	—	145,667	82,057	—	18,852	63,610
その他	1,201	517	—	1,718	143	—	118	1,574
無形固定資産計	114,002	84,919	9,534	189,388	100,774	—	25,374	88,613
長期前払費用	80,296	18,295	29,348	69,243	6,976	—	1,220	62,266

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

  建物 介護施設用建物 47,303千円

  リース資産 介護業務支援ソフト 64,086千円

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
第18回無担保社債	2017年9月25日	10,000	—	0.40	無担保	2022年9月22日
第19回無担保社債	2018年3月30日	40,000	—	0.23	無担保	2023年3月31日
第20回無担保社債	2018年10月25日	80,000	40,000 (40,000)	0.50	無担保	2023年10月25日
第21回無担保社債	2019年3月29日	80,000	40,000 (40,000)	0.14	無担保	2024年3月29日
第22回無担保社債	2019年8月30日	50,000	30,000 (20,000)	0.10	無担保	2024年8月30日
第23回無担保社債	2019年9月25日	50,000	30,000 (20,000)	0.30	無担保	2024年9月25日
第24回無担保社債	2020年3月31日	120,000	80,000 (40,000)	0.04	無担保	2025年3月31日
第25回無担保社債	2020年9月25日	140,000	100,000 (40,000)	0.33	無担保	2025年9月25日
第26回無担保社債	2021年3月31日	160,000	120,000 (40,000)	0.06	無担保	2026年3月31日
合計	—	730,000	440,000 (240,000)	—	—	—

(注) 1. ( ) 内書きは、1年以内の償還予定額であります。

2. 決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
240,000	140,000	60,000	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	428,342	505,546	0.87	—
1年以内に返済予定のリース債務	34,922	36,568	—	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	1,638,279	1,892,737	0.87	2024年～2036年
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	567,678	595,483	—	2024年～2051年
合計	2,669,222	3,030,334	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。) の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	502,091	433,058	363,010	213,052
リース債務	29,600	29,751	30,269	25,596

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	6,410	8,334	1,314	5,096	8,334

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	1,048
預金	
当座預金	409,534
普通預金	779,214
小計	1,188,748
合計	1,189,796

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
神奈川県国民健康保険団体連合会	785,384
東京都国民健康保険団体連合会	291,772
埼玉県国民健康保険団体連合会	151,455
千葉県国民健康保険団体連合会	85,587
静岡県国民健康保険団体連合会	34,617
宮城県国民健康保険団体連合会	3,593
その他	1,047,717
合計	2,400,125

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - (B)$ 365
2,213,640	14,048,090	13,861,605	2,400,125	85.2	60

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

## ③ 貯蔵品

区分	金額（千円）
介護用消耗品等	5,604
合計	5,604

## ④ 敷金及び保証金

区分	金額（千円）
賃貸保証金等	588,492
合計	588,492

## ⑤ 買掛金

相手先	金額（千円）
ハーベスト株式会社	29,054
株式会社東京天竜	10,534
有限会社ケーズフードシステム	8,856
ACA Next株式会社	8,796
カメイ株式会社	6,416
その他	40,963
合計	104,622

## ⑥ 未払費用

区分	金額（千円）
未払給与	353,071
未払賞与	45,244
その他	178,629
合計	576,945

## (3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

## 第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日、毎年9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料(注)2
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 当社の公告掲載URLは次のとおりです。 <a href="https://mimoza-care.com/">https://mimoza-care.com/</a>
株主に対する特典	なし

(注) 1 当社株式は、TOKYO PRO Marketへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2 単元未満株式の買取手数料は、当社株式がTOKYO PRO Marketに上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

3 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第二部 【特別情報】

### 第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

## 第三部 【株式公開情報】

### 第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の発行者との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の発行者との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2021年8月31日	高橋昌之	神奈川県	特別利害関係者等(大株主上位10名)	森山興産株式会社	神奈川県	特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)	14	1,960,000 (140,000)	所有者の事情による
2021年8月31日	高橋昌之	神奈川県	特別利害関係者等(大株主上位10名)	松本考二	神奈川県	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)	6	840,000 (140,000)	所有者の事情による
2021年8月31日	高橋昌之	神奈川県	特別利害関係者等(大株主上位10名)	清水亨	神奈川県	特別利害関係者等(当社の代表取締役会長)	20	2,800,000 (140,000)	所有者の事情による
2021年8月31日	高橋昌之	神奈川県	特別利害関係者等(大株主上位10名)	大南貴哉	神奈川県	特別利害関係者等(当社の取締役)	5	700,000 (140,000)	所有者の事情による
2021年8月31日	高橋昌之	神奈川県	特別利害関係者等(大株主上位10名)	深谷辰弥	東京都	当社従業員	5	700,000 (140,000)	所有者の事情による
2021年8月31日	高橋昌之	神奈川県	特別利害関係者等(大株主上位10名)	清野祐司	東京都	当社従業員	10	1,400,000 (140,000)	所有者の事情による

(注) 1. 当社は、TOKYO PRO Marketへの上場を予定しております。株式会社東京証券取引所が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同施行規則第106条の規定において、当社は上場日から5年間、新規上場申請日の直前事業年度（上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が決算期日の翌日から定時株主総会までの間に当たる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいう。）の末日（2023年3月31日）から起算して2年前の日（2021年4月1日）から上場日の前日までの期間において、特別利害関係者等が当社の発行する株式若しくは新株予約権の譲受け若しくは譲渡（上場前の募集、売出し、特定投資家向け取得勧誘及び特定投資家向け売付け勧誘等を除き、新株予約権の行使を含む。）を行っている場合には、それらの状況に係る記載内容について記録を保存されるものとされております。

2. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社

3. 移動価格は、純資産価額方式を参考として、当事者間での協議の上決定した価格であります。

### 第2 【第三者割当等の概況】

該当事項はありません。

### 第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
森山興産株式会社(注)7.9.	神奈川県逗子市久木8丁目7番12号	331,000	46.90
斎藤 静敬(注)6.9.	栃木県宇都宮市	36,000	5.10
ミモザ従業員持株会(注)9.	東京都品川区南品川2丁目2番5号	33,300	4.72
高橋 昌之(注)9.	神奈川県平塚市	21,000	2.98
大場 末子(注)4.9.	東京都大田区	19,200 (1,200)	2.72 (0.17)
松本 考二(注)3.9.	神奈川県横浜市緑区	18,000 (500)	2.55 (0.07)
武田 正市(注)9.	東京都杉並区	16,800	2.38
安藤 道子(注)9.	神奈川県横浜市緑区	14,000	1.98
大南 貴哉(注)4.9.	神奈川県小田原市	12,500	1.77
吉田 徹(注)9.	神奈川県座間市	12,000	1.70
森山 久枝(注)8.9.	神奈川県逗子市	12,000	1.70
深谷 辰弥(注)10.	東京都文京区	11,700	1.66
西ヶ谷 理作	神奈川県横浜市戸塚区	10,000	1.42
漆戸 正幸	神奈川県相模原市	8,000	1.13
山本 一馬(注)4.	神奈川県川崎市幸区	7,500	1.06
井口 知之	神奈川県横浜市青葉区	7,200	1.02
大中 雅章(注)10.	神奈川県横浜市都筑区	7,200	1.02
宮崎 敏明(注)10.	神奈川県横浜市都筑区	6,500	0.92
角南 真人	神奈川県横浜市旭区	6,000	0.85
五十嵐 優	神奈川県横浜市西区	5,500	0.78
高橋 純(注)10.	東京都葛飾区	5,500	0.78
高垣 博光	神奈川県鎌倉市	5,000	0.71
川名 美絵子	神奈川県横浜市南区	4,800	0.68
大場 宏一	神奈川県逗子市	4,500	0.64
関根 博之(注)10.	東京都足立区	4,500	0.64
森 俊幸	神奈川県藤沢市	4,000	0.57
荒井 準幸	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	4,000	0.57
清水 亨(注)2.	神奈川県藤沢市	4,000	0.57



氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
姉崎 聡	東京都品川区	3,500	0.50
高畑 厚志	大阪府豊中市	3,200	0.45
三川 恵美	大阪府寝屋川市	3,200	0.45
原 理恵	大阪府大阪市都島区	3,200	0.45
姉崎 まどか	神奈川県横浜市港北区	3,000	0.43
山崎 玲子(注)10.	神奈川県横浜市南区	2,500	0.35
野中 美由希(注)10.	東京都品川区	2,400	0.34
駒村 昌敏	神奈川県川崎市麻生区	2,000	0.28
岩井 利仁	神奈川県横浜市鶴見区	2,000	0.28
舟橋 美紀(注)10.	神奈川県足柄下郡	1,500	0.21
澁谷 公一(注)10.	神奈川県横浜市旭区	1,500	0.21
柴田 秀勝	神奈川県横浜市旭区	1,500	0.21
遠城寺 靖子	神奈川県横浜市港北区	1,500	0.21
勝野 亨(注)10.	神奈川県横須賀市	1,500	0.21
谷川 幸郎	東京都府中市	1,000	0.14
飯野 健創(注)10.	神奈川県逗子市	1,000	0.14
小池 千恵子(注)10.	神奈川県平塚市	1,000	0.14
金子 晃久(注)10.	神奈川県足柄下郡	1,000	0.14
佐久間 雄司(注)5.	神奈川県鎌倉市	1,000	0.14
秋葉 広樹(注)10.	東京都港区	1,000	0.14
清野 祐司(注)10.	東京都北区	1,000	0.14
鈴木 浩之(注)10.	埼玉県新座市	800	0.11
吉田 克美(注)10.	東京都大田区	800	0.11
吉田 秀樹(注)10.	東京都杉並区	800	0.11
森山 浩(注)1.	神奈川県逗子市	25,500 (25,500)	3.61 (3.61)
その他19名		6,700	0.95
計	—	705,800 (27,200)	100.0 (3.85)

- (注) 1. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役CEO)  
2. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役会長)  
3. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)  
4. 特別利害関係者等 (当社の取締役副社長)  
5. 特別利害関係者等 (当社の専務取締役)  
6. 特別利害関係者等 (監査役)  
7. 特別利害関係者等 (役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)  
8. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役CEOの配偶者)

9. 特別利害関係者等（大株主上位10名）
10. 当社の従業員
11. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
12. （ ）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

# 独立監査人の監査報告書

2024年5月7日

ミモザ株式会社  
取締役会 御中

監査法人 東海会計社  
愛知県 名古屋市

代表社員 公認会計士  
業務執行社員

青島信吾

代表社員 公認会計士  
業務執行社員

辰巳尚

## 監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているミモザ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ミモザ株式会社の2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の事項

会社の2022年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は監査されていない。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 独立監査人の中間監査報告書

2024年5月7日

ミモザ株式会社  
取締役会 御中

監査法人 東海会計社  
愛知県 名古屋市

代表社員 公認会計士  
業務執行社員

青島信吾

代表社員 公認会計士  
業務執行社員

辰巳尚

## 中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているミモザ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第25期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ミモザ株式会社の2023年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上